

令和6年度

国有林野事業に係る債務の処理に関する
施策の実施の状況に関する報告

令和8年2月

この報告は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第2号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号）第17条の規定に基づき、令和6年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況について行うものである。

はじめに

平成10年10月19日に施行された国有林野事業の改革のための特別措置法（以下「改革特措法」という。）により、政府は、同日に国有林野事業特別会計に属していた債務3兆8,875億円のうち、改革特措法第15条第1項第1号に掲げる債務2兆8,421億円を一般会計に帰属させ、当該債務の償還財源は国有林野事業承継債務借換国債の発行により調達し、資金運用部に償還した。また、残りの債務1兆454億円及び同日から平成16年3月31日までの間において国有林野事業の改革のために新たに借り入れる借入金に係る債務については、国有林野事業特別会計において負担することとし、その償還及び当該債務に係る利子の支払を確実に円滑に実施していくことにより、これを令和30年度末までに着実に処理することとなった。その後、平成16年3月31日までに新たに借り入れた借入金により、国有林野事業特別会計において負担する債務は2,342億円増加し、1兆2,796億円となった。

平成25年4月1日には、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（以下「管理経営法等改正法」という。）の施行により、改革特措法及び国有林野事業特別会計は廃止され、当該債務については国有林野事業債務管理特別会計に承継し、引き続き、令和30年度末までに着実に処理することとなった。

本報告は、管理経営法等改正法附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる管理経営法等改正法第5条第2号の規定による廃止前の改革特措法第17条の規定に基づき、令和6年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告するものである。

1 一般会計に帰属した債務の処理

管理経営法等改正法第5条第2号の規定による廃止前の改革特措法第15条第1項第1号の規定により一般会計に帰属した債務2兆8,421億円の償還財源として発行した国有林野事業承継債務借換国債の令和7年3月31日における残高は、1兆5,779億円となった。

また、一般会計帰属後令和7年3月31日までの間に支払った利子等は、3,340億円となった。

これらの支払財源については、一般会計国債費、たばこ特別税収等により手当てした。

2 国有林野事業債務管理特別会計における債務の処理

- (1) 令和6年4月1日における国有林野事業債務管理特別会計の負担に属する借入金に係る債務の残高は、1兆882億円であり、このうち令和7年3月31日までに償還期限が到来した3,385億円について、23億円を財政融資資金に、3,362億円を民間金融機関に償還した。

当該償還の財源については、242億円を林産物収入等により、3,143億円を民間金融機関からの借入れにより手当てした。

この結果、令和7年3月31日における債務残高は、1兆641億円となった。

- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において支払った上記の債務に係る利子は、11億円^(注)であり、4百万円を財政投融資特別会計に、11億円を民間金融機関に支払った。

当該利子に充てるべき金額については、同額を一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れた。

(注) 内訳の計が総計と一致しないのは、億円未満の額を四捨五入しているためである。